

# 日本密教学会施行細則

日本密教学会（以下本会と称す）会則第十五条の規定にもとづき、この細則を定める。

## 第十一条

受賞者は当該会の前年の学術大会における四十歳未満の研究発表者で機関誌『密教学研究』に投稿した者とする。業績の審査は当学会の研究発表を主対象とするが、過去三年以内の研究業績を参考にすることもある。

## 第十二条

選考は四学会より二名ずつ選出された当学会の理事八名各々によって推薦された候補者を、理事会において協議して受賞者を決定する。投票によって決定する場合もある。投票によっても決定しないときは、理事長に採決を一任する。

## 第十三条

受賞者は原則として毎年一名とする。ただし複数の受賞者、あるいは受賞者なしの場合もある。

## 第十四条

受賞者と受賞業績の紹介は、『密教学研究』に掲載する。

## 第一章 学術大会

第一条 学術大会は年一回、理事長が召集し、四学会が交代してその運営に当たる。

大会運営に必要な委員、事務員等は学術大会当番学会代表が委嘱・任命する。

第二条 学術大会の研究発表者は本会の会員にして、理事の承認を得たものとする。

## 第十五条

本会は四学会の推薦による者をもって会員とする。

## 第十六条

一 正会員 会費年額三千元を納入する者

## 第十七条

一 賛助会員 会費年額八千円以上を納入する者

## 第十八条

一 名誉会員 本会に対し精神的、物質的功績のあつた者の中から理事会がこれを推薦する。

## 第十九条

会員の会費は四学会各々が一括して本会に納入する。

## 第二十条

学術大会中に理事会を開催する。

## 第二章 『密教学研究』

第三条 学術大会における研究発表者の持時間は、研究発表二十分、質問五分とする。

## 第四条

研究発表は複数部会、あるいは二日以上にすることができる。

## 第五条

学術大会において、特別講演、シンポジウム等を開催することができる。

## 第六条

学術大会中に理事会を開催する。

## 第七条

学術大会終了後、理事会は『密教学研究』を編集する。

## 第八条

原稿掲載の採否、原稿の枚数、及び書評・新刊紹介等の執筆者は理事会において審議し、決定する。

## 第九条

『密教学研究』の投稿規程は別に定める。

## 第十条

日本密教学会会員の中から、すぐれた研究業績をあげた者に

## 第三章 学会賞

対し、学術大会において賞状と賞金を授与する。

## 第二十一条

### 役員

## 第二十二条

本会の役員は四学会の推薦によるものとし、一学会の割当の数は左記の通りとする。

## 第二十三条

一 理事三名 うち一名は常任理事とし、一名を当該学会の所属宗団を代表する者とする。

## 第二十四条

一 監事一名

## 第二十五条

学術大会の代表は当番学会の常任理事をもってする。

## 第二十六条

事務局には事務局長および事務局員を置く。

## 第二十七条

### 事務局

## 第七章 負担金

第十九条 四学会の負担金は等額とし、各学会の所属する宗団からの助成金をもって充てる。

負担金の額は毎年度予算編成の際に定める。

## 第八章 弔慰、訃報

### 第二十条

本会の役員が死亡した場合は、弔電、供花を奉呈する。また、その必要経費は本会の予備費をあてる。

### 第二十一条

本会の役員、および名誉会員が死亡した場合には、『密教学研究』に訃報を掲載する。

附則

本規程の変更は理事会の決議による。

本規程は昭和四十三年四月一日より施行する。

附則

本規程は平成元年四月一日より施行する。

附則

本規程は平成二年四月一日より施行する。

附則

本規程は平成七年四月一日より施行する。

附則

本規程は、平成十九年四月一日より施行する。

附則

本規程は、平成二十三年四月一日より施行する。

附則

本規程は、平成三十一年四月一日より施行する。

附則

本規程は、令和四年十月十四日より施行する。